（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百四十三号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）

第五条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第十四条（附則第一条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百四十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

3　平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「十八歳となる日の属する年度の初日から当該」とあるのは、「十七歳となる日の属する年度の五月二十日から十八歳となる日の属する」とする。

4　平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種についての第一条の二第一項の表日本脳炎の項の適用については、同項中「一　生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者　二　九歳以上十三歳未満の者」とあるのは、「四歳以上二十歳未満の者」とする。

5　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第一項の表の上欄に掲げる疾病（結核及びインフルエンザを除く。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該疾病にかかつている者又はかかつたことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。）については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**